

備考 東京都練馬区田柄 4-16-25

リキウ、ア、シ、B 18

住所書換 令和元年5月16日 東京都住宅政策本部住宅企画部

東京都練馬区北町 8-21-20

トスト=16602

住所書換 令和4年7月20日
東京都住宅政策本部民間住宅部

注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。